



Title	制度に従う行為の理由：サールの社会存在論の検討
Author(s)	西本, 優樹
Citation	研究論集, 19, 17 (左)-33 (左)
Issue Date	2019-12-20
DOI	10.14943/rjgshhs.19.117
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/79791
Type	bulletin (article)
File Information	02_rjgshhs_19_p017-034_l.pdf



[Instructions for use](#)

制度に従う行為の理由

— サールの社会存在論の検討 —

西 本 優 樹*

要 旨

ジョン・サールは、『社会的世界の制作』において、一枚の紙片が一万円札であることのような制度的事実は「宣言」と呼ばれる言語行為の一類型により創出され、それは我々を当該の事実の内容に従った仕方で行為させる義務論的力を持つと主張している。本稿では、サールの議論に提起されてきた、行為者が制度に従う際の行為の動機づけを十分に説明できていないという批判に対して、サールの議論を言語行為の規範性にに基づきそうした動機づけを説明する、言語論的な合理主義として特徴づけることを通じて応答する。その上で、そのように言語論的な合理主義として理解されるサールの議論が、彼の本来の目的である制度的世界と自然科学的な世界を整合的に説明するという試みと緊張関係にあることを、同じく言語論的な合理主義として理解される推論主義の視点から指摘する。

はじめに

サールの社会存在論 (social ontology)¹ は、彼の心の哲学と言語哲学の成果を基礎に、社会制度の存立に関する一般構造を明らかにしようとする試みである。この試みを、「社会秩序はい

* 本研究は、公益財団法人上廣倫理財団平成 30 年度研究助成金による成果の一部である。

¹ サールの社会存在論は、主として『社会的現実の構築』(CSR)、『社会的世界の制作』(MSW) の二つの著作からなる。本稿では便宜的に、これらのうち社会制度の存立に関する議論を社会制度論、それらと心の哲学、言語哲学の議論を含む包括的議論を社会存在論と区別する。以下の文献からの引用は、邦訳のあるものは基本的に邦訳に基づいているが、筆者の解釈により異なる訳を与えた箇所もある。出典を示す際には原書頁数に続けて、四角括弧 [] 内に邦訳の頁数を示している。

かにして可能になるか²という人文社会科学の伝統的問題に応える試みとして捉えることは、仮にサールの関心が別のところにあるとしても間違いではないだろう³。実際に、サールの議論に提起されてきた主たる批判の一つは、彼の議論が社会制度に従う行為者の行為の動機づけを説明できていないとするものである⁴。しかしそれらの批判は、行為者が制度に従う理由をサールの社会制度論内に見出せないことをもって提起されるに留まり、社会制度論を基礎づける彼の心の哲学や言語哲学をも視野に入れる仕方では提起されるものとはなっていない。

そこで本稿では、サールの議論を彼の心の哲学、言語哲学、社会制度論をつなぐ包括的議論として再構成する作業を通じて、彼の議論が従来批判に回答し得る道具立てを備えていることを明らかにする。その際、本稿ではサールの社会制度論が、彼の言語哲学に基礎を置く言語論的な合理主義として理解できることを指摘する。これにより、社会秩序の問題に対してサールの議論がどのような立ち位置を占めるかを明らかにすることが、本稿の主たる狙いである。さらに本稿では、補足的にはあるが、そのように言語論的な合理主義として理解されるサールの社会制度論が、心の哲学を基礎に言語哲学、社会制度論を展開するという彼の基本構想に不整合をもたらす可能性のあることも指摘する。

本稿の議論は以下のように進む。まず、社会制度の存立に関するサールの基本的主張を確認し（第一節）、従来の批判がどこに向けられてきたかを確認する（第二節）。本稿では、社会存在論の論者であるトゥオメラ、社会学の論者であるルークスによる批判を取り上げる。その後、サールによる行為の動機づけに関する議論を取り上げ、サールの議論が彼らの批判に応え得る道具立てを備えていること、その中で彼の議論を上述の言語論的な合理主義として理解できることを示す（第三節）。最後に、同じく言語論的な合理主義として理解される推論主義の視点から、心、言語、社会を包括的に説明するというサールの構想におお課題の残ることを指摘する（第四節）。

1. 制度的事実の一般的説明

本節では、サールの社会制度論における基本的な道具立ておよび彼の基本的主張を確認する。

² ここで社会秩序の問題とは、パーソンズによるホブズの議論の再定式化（池田 2009, pp.148-55）、すなわち利己的な行為者の集団による社会秩序の成立条件の探求を指す。本稿では、第三節でこの問題に対するサールの見解を紹介する。

³ 次節で見るように、サールの関心は、彼のいう制度的事実を単一の世界の一部として位置づけること、また物理学、化学、進化生物学等の自然科学により提供される事実と整合的に説明することにある（MSW, pp.3-4. [2-3頁]）。

⁴ 本稿ではこのように、主としてサールの社会制度論における行為の動機づけの問題に焦点を当てる。サールの議論に向けられた批判を包括的に検討したものに大河原（2017）がある。

サールが分析の対象とするのは、彼が「制度的事実 (institutional facts)」と呼ぶ事実である。これは、例えば一枚の紙片が一万円札であることのような、いわゆる制度上の事実の総称である⁵。制度的事実の特徴は、その存在論的/認識論的な位置づけ、およびその独自の機能から説明される。

存在論的に主観的かつ認識論的に客観的な事実

まず、サールによれば、制度的事実は存在論的に主観的でありながら、認識論的に客観的な事実である⁶。ここで、サールは主観性/客観性にそれぞれ存在論的/認識論的な区別を設けている。例えば、痛みやくすぐったさは、主体がそれを経験する限りで存在する点で存在論的に主観的である。他方で、エベレストや水素原子は、誰の主観的経験にも依存することなく存在する点で存在論的に客観的である⁷。また、例えば、「ゴッホはフランスで死んだ」という言明はその真偽が観察者の態度や意見とは独立に確認できる点で認識論的に客観的である。他方で、「ゴッホは優れた画家」だという言明は主観的な意見に関わる点で認識論的に主観的である。

この区別に基づき、サールは制度的事実を、我々の主観的経験に依存して存在する点で存在論的に主観的であるが、我々の主観的な意見に依存して真偽が決まるわけではない点で認識論的に客観的であると位置づける。この特徴づけの下、サールは社会存在論における問題を次のように述べる。すなわち、「いかにして、存在論的に主観的な現実についての認識論的に客観的な言明の集合があり得るのか？」⁸。

ここで重要なことは、サールの主たる関心が存在論にある点である。サールは制度的事実に説明を与える際の制約として、これを単一の世界の一部として説明すること、その際に物理学、化学、進化生物学等の自然科学が提供する基礎的な事実を尊重することを挙げる⁹。言い換えれば、サールの目的は、制度的事実をあくまで自然科学的な世界観の下に適切に位置づけることにある。本稿でこのサールの構想全体を論じきることはできないが、このような制約と彼の議論に緊張のあることを、第四節で指摘する。

地位機能

次に、サールによれば、制度的事実は他の事物にはない独自の「地位機能 (status functions)」を持つ。地位機能とは、人や物に付与される、対象の物理的構造からだけでは遂行できない機

⁵ 制度的事実は、「約束する」と発話することで約束したという事実が成立するというような、言語的な事実も含まれる。制度的事実とそうでない事実の例は (MSW, pp.91-2. [143-5 頁]) に挙げられているが、暦は制度的事実ではないなど議論の余地のありそうなものもある。

⁶ MSW, p.18. [24-5 頁]

⁷ 後者の事実を、サールは生の事実 (brute facts) と呼ぶ (Ibid., p.10. [12-3 頁])。

⁸ Ibid., p.18. [25 頁]

⁹ Ibid., pp.3-4. [2-3 頁]

能である¹⁰。

サールは次のような例を挙げている¹¹。まず、自分たちの小屋の周囲に高い石の壁を築く部族を想像する。この時、壁はその高さによって周囲からの集落へのアクセスを制限する境界線の機能を遂行している。この機能は、壁の物理的特徴によって遂行できる点で地位機能ではない。しかし次に、この壁が次第に崩れてそれがただの石の列になったと想像する。この時、もとあった壁の物理的機能は失われている。その一方で、集落の住人や外部の者たちは、引き続き石の列を境界線だと認識し続けるとする。つまり、関係者は石の列を、許可なくそこを横断してはならない境界線だと認識し続けるのである。この時、石の列は、その物理的特徴によっては遂行できない機能を遂行している点で、地位機能の例となっている。

次節で詳述するが、このように地位機能は、事物にそうした機能のあることを人々が認めることによって可能になる。この点で、地位機能は関係者の態度に依存する機能である¹²。そこで、問題はどのような仕方でも人々の間に地位機能が成立するかということになる。

地位機能宣言

サールによれば、地位機能は彼が「宣言 (Declarations)」と呼ぶ言語行為によって創出される¹³。宣言とは、オースティンにより発語内行為 (illocutionary acts)¹⁴と呼ばれた言語行為のクラスの一類型である。サールは、発語内行為に独自の定式化を行う中で、宣言に特別な役割を与えている。

宣言の特別な役割とは、発話されることで実際に宣言された事態を創り出すことである。例えば、私は「私は謝罪する」と宣言することで、実際に私が謝罪する事態を成立させる。サールは次のように言う。「この種の言語行為はある事態の存在を宣言することで世界に変化をもたらす、それによって当の事態を成立させる」¹⁵。ここで注意しておくべきは、全ての地位機能が明示的な言語行為によって創出されるわけではないことである。上記の境界線の例のよう

¹⁰ Ibid., p.7. [7-8頁]

¹¹ Ibid., pp.94-6. [147-50頁]

¹² サールはこのことを、志向性相対的 (intentionality-relative) と表現する (Ibid., p.17. [23頁])

¹³ Ibid., pp.11-5. [13-9頁]

¹⁴ 発語内行為とは、何かを発話する発語行為 (locutionary acts)、またその発話によって相手に実際の効果を生じさせる発語媒介行為 (perlocutionary acts)とは区別される、発話によって直ちに遂行される言語行為のクラスである (Austin 1975, p.98)。例えば、私が「雨が降っている」と発話する時、私は同時に雨が降っているという言明を遂行している。

¹⁵ MSW, p.12. [16頁]。サールはこのような宣言の働きを、発話内容を世界に適合させ、同時に世界を発話内容に適合させる二重の適合方向を持つという仕方の特徴づける (MSW, pp.12-3. [15-6頁])。このアイデアには多くの批判が提起されている (大河原 2017)。しかし、サールの説明は宣言の働きの分析結果を示しているのであって、これを理由として宣言が事態を創出するわけではな

に、関係者は創り出される事実がそこにあるかのように振る舞う（サールはこれを表象する（represent）と表現する）仕方、地位機能を創り出すことができる。このように宣言として機能する表象を含む地位機能の創出は、「地位機能宣言（Status Function Declarations）」あるいは略して「SF宣言」と呼ばれる。

これらの道具立ての下、社会存在論におけるサールの基本的主張は次のように言うことができる。すなわち、全ての制度的事実、したがって全ての地位機能は宣言によって創出される。サールはこれを「非常に強い理論的主張」と呼ぶ。サールの言を引いておこう。

私が本書で詳述し擁護しようとする主張は、人間の制度的現実とは——明示的に宣言型の言語行為でない場合も含め——SF宣言（と同一の論理形式を持つ表象）によって創出・維持されるというものである。¹⁶

これが、制度的事実に関するサールの基本的主張の概略である¹⁷。とはいえこの説明では、なぜこのような仕方、創出される制度的事実が、行為者をしてその内容に従わせるような動機づけの力を持つのか、全く明らかではないだろう。次節では、サールの議論に対して提起されてきた批判と照らしながら、この点を確認する。

2. 集団的志向性

前節で確認した通り、サールの関心は、個人の主観的態度に依存して存在する制度的事実が、いかにして客観的な内実を持つ仕方、成立するかを明らかにすることにある。冒頭で触れた社会秩序の問題に照らしてこの関心を言い換えれば、制度的事実が社会制度と呼び得るものである限り、それは行為者をしてその内容に従わせる動機づけの力を持たねばならないと言えるだろう。制度的事実はいかにして行為者をしてその内容に従わせるのか。この問いに対する答えが、秩序問題に対するサールの回答となる。

い（MSW, 邦訳 訳者解説, 326頁）。本稿では、宣言による事態の創出が行為者間でいかにして可能になるか、特に、それを宣言による行為者の動機づけの点から検討する。あくまで宣言の事態を創出する機能に焦点を当てて議論を進める。

¹⁶ MSW, p.13. [16-7頁]

¹⁷ 地位機能の創出に関して、地位機能宣言と同様に重要な概念として構成的規則がある（Ibid., pp.9-10. [11-2頁]）。これは、CにおいてXをYとみなす（X counts as Y in C）の形式で表現され、地位機能の創出の多くはこの形を持つとされる。CSRで当初、サールは構成的規則だけで制度的事実の説明に十分だと考えていたが、MSWでは、それは地位機能宣言の一形式にすぎないと考えを改めている（MSW, p.19. [26頁]）。構成的規則の形式を含む地位機能の創出のバリエーションは、MSW（pp.93-100. [145-58頁]）に記されている。

義務論的力

サールによれば、制度的事実、したがって地位機能の内容に行為者が従うのは、地位機能が「義務論的力 (deontic powers)」を持つことによる¹⁸。前節の境界線の例で言えば、崩れた石の列は、許可なくそれを踏み越えてはならないという義務的力を持つ。これは、関係者が単純に石の列を横断しない傾向性を持つ場合とは異なる。境界線が地位機能の事例であるならば、関係者は石の列の地位機能が持つ義務論的力ゆえに、それを許可なく踏み越えることをしないのである。

ではなぜ、このような義務論的力は可能になるのだろうか。サールは次のように言う。「その義務は、彼らが集団的に認知された地位を石の列に付与しているという事実由来する」¹⁹。これはすなわち、関係者は当該の地位があると自分たちで認知することで、自らそれに伴う義務を負うということである。サールはこれを、関係者が当該の事態を「集団的に認知ないし受容 (collective recognition or acceptance)」することと呼ぶ²⁰。この点から、サールの社会制度論の妥当性は、彼のいう「集団的な認知ないし受容」の内実によって決まると考えられることになる。

集団的志向性

集団で何らかの事態を認知することや、集団で共通の目標を意図することの分析は、英語圏の哲学領域で集団的志向性 (collective intentionality) の問題と呼ばれる。この問題では、集団内の行為者の志向的状态を、心の哲学や行為の哲学の議論を複数行為者間の事例に拡張することで分析することが試みられる。集団的志向性をいかに理解するかは、社会存在論の主たる論点の一つとなっている。

サールは、集団的志向性を論じるに当たって二つの制約を挙げる²¹。一つ目は、全ての意識と志向性は個人の心あるいは脳にあり、社会はそうした心や脳を持つ個人から構成されるというものである。このことは、例えば集合的心性や集合意識のような道具立てを用いず、あくまで個人の志向的状态を基礎に説明を行うという、いわゆる方法論的個人主義とされる立場を示している。二つ目は、志向性の説明は個人的であれ集団的であれ、行為者が周囲で実際に起こっていることについて全くの誤りを犯しているかどうかとは独立になされなくてはならないというものである。これはすなわち、行為者は集団の一員として何かを信じたり意図したりする状況で、全くの誤りを犯している状況もあり得ることを示している。

これらの制約は、極めて個人主義的なもの、あるいは独我論的²²なものとして捉えられてきた。

¹⁸ Ibid., pp. 8-9. [10頁]

¹⁹ Ibid., p. 95. [149頁]

²⁰ Ibid., p. 8. [8-9頁]

²¹ CIA, p. 406.

²² Meijers 2003, p. 176.

確かに、集团的志向性が個人の脳にあり、さらに我々が自身の置かれた状況について全くの誤りを犯している可能性すらあるとすれば、どのようにして、我々は他者と協力したり信念を共有したりできるだろう。とはいえ、サールの制約は見かけほど極端なものではないと思われる。サールの目的はすでに見た通り、制度的事実を単一の世界の一部として、かつ自然科学的な世界観の内に位置づけることである。この点で、サールの制約は、サールの目的からの当然の帰結として、集团的志向性の説明は個人の心や脳を基礎として出発しなくてはならないと述べているにすぎない。そのため問題は、こうした制約の下で、サールが制度的事実の義務論的力を有意に説明し得るかかどうかということになる。

集团的意図

地位機能の創出における集团的な認知ないし受容を説明するに当たり、サールはこれを協同行為²³に望む行為者の意図と区別する²⁴。サールのこの区別は、彼の議論に制度に従う行為者の動機づけの説明が不足することの論拠とされてきた。この点を明確にするため、協同行為における行為者の意図を確認し、その後に集团的な認知ないし受容を確認することとしよう。

協同行為における行為者の意図については、近年社会存在論の主要な論者に共有されつつある見解がある。それは、協同行為における行為者の意図は、行為者の私的な行為における意図とは異なる種類の意図だとする見解である。以下ではこのような意図を、私的な行為における意図と区別して、集团的意図と呼ぼう。サールも、このような私的な意図と集团的意図の区別を支持する論者の一人である。サールは次のような例を挙げている²⁵。例えば、アダム・スミスの見えざる手の理論を学んだハーバード・ビジネス・スクールの卒業生たちが、可能な限り利己的に、また可能な限り個人的に裕福になろうと試みることで、人類愛を促進しようとする。この時、卒業生は他の卒業生も同じことを行うという相互知識の下でこれを行う。

サールによれば、これは集团的意図の例ではない。この事例にあるのは、同一の目標を相互知識の下で追求するという、私的な行為の集合である。他方で、卒業生たちが協同しているといえるためには、目標の共有やそれに基づく相互作用がなくてはならない²⁶。つまり、上記の

²³ 協同行為は、社会存在論で最も関心が注がれている主題の一つである。例えば、行為者が野球チームの一員として自身の守備範囲を守る場合や、オーケストラの一員として自身のパートを演奏する場合がその例となる。この時、行為者は「私とその一部である集団、そしてその集団が行為する理由を心に留めて、思考し行為する」(Tollefsen 2015, p.31)。こうした集団の一員としての意図は、個人的な私-意図 (I-intention) と対比して、我々-意図 (we-intention) のような仕方と呼ばれる (Tollefsen and Dale, 2012, pp.387-8)。

²⁴ MSW, p.57. [86 頁]

²⁵ Ibid., pp.47-8. [71-2 頁]

²⁶ サールは次のように言う。「私がこの形式の集团的志向性について語る場合、私は人間や他の動物がその活動で実際に「協同」する能力について語っている」(MSW, p.49. [74 頁])。

例で卒業生たちは、単に同一の目標を個々に追求しているに過ぎず、協同の契機を欠いているのである。このことから、協同行為における集団的意図は、私的な意図とは異なる、集団レベルでの思考や意図を必要とすると考えられることになる²⁷。

集団的な認知ないし受容

他方でサールは、上述のように集団的意図と集団的な認知ないし受容を区別し、後者に別の特徴づけを与える²⁸。すなわち、サールは問題が集団的な認知ないし受容の場合、関係者のそれぞれが当該事態を認知しているという相互知識の下で、関係者がそれぞれ当該の事態を認知しさえすればよいと考える。言い換えれば、集団的な認知ないし受容にあっては、集団的意図の場合に要請されるような、集団レベルの思考や意図は必要とされないということである。この点で、上記のビジネス・スクール卒業生によってなされる相互知識の下での共通目標の個人的追求は、集団的認知の例だと考えられる。このことを、石の列が境界線としての地位機能を持つという事例に当てはめて言えば、次のようになる。すなわち、関係者は、皆がそれを認知しているという相互知識の下でそれぞれ石の列を境界線として認知するだけで、地位機能を創出しその義務論的力に拘束されることになる。

しかし、こうした仕方で地位機能の集団的認知ないし受容が成立するというだけでは、我々がなぜその地位機能の義務論的力に従うのか依然として明らかではない。上述の集団的意図のように集団レベルの思考や意図が必要とされるならまだしも、単に相互知識の下でそれぞれの認知があればよいというだけでは、行為者が制度に従う際の動機づけの説明として、十分なものは考えられない。

例えばトゥオメラは、サールの言う集団的な認知ないし受容に、集合团的意図と同様の目的を共有する契機が必要であることを主張する²⁹。トゥオメラによれば、地位機能宣言が行為者

²⁷ 例えば、トゥオメラは、集団レベルの個々人の態度を我々モード (we-mode) と呼び、「我々モードで思考し、行為することは完全に集団のメンバーとして思考し、行為することである」(Tuomela 2013, p.37) と述べている。またギルバートは、こうした集団としての態度を、ジョイントコミットメント (joint commitment) と呼び、「当事者は、特定の意図を持つ単一の主体を成り立たせる (emulate) ようにジョイントコミットする」(Gilbert 2014, p.116) と述べている。他方で、このような私的な意図と集団的意図を区別する見解を否定する論者もいる。ブラットマンは、集団的意図をあくまで個々人の私的な意図の複雑な組み合わせとして説明することで、集団的意図のような別種の意図を導入することに反対する (Bratman 2014)。

²⁸ MSW, pp.56-8. [86-89 頁]

²⁹ Tuomella 2011, p.709. 付言しておけば、本節で取りあげている集団的志向性の問題もまた、秩序問題に対する英語圏の哲学領域からの応答と捉えることができる。トゥオメラやギルバートらの議論は、行為者間に集団レベルの態度のあることを論証することで、それが社会制度や社会秩序の基礎となることを示そうとするものである。サールの議論の特徴は、そうした集団レベルの態度なしに社会制度の存立が可能であることを主張する点にある。

をその内容に従わせる仕方で機能するのは、そこに集団の目標のような行為者をまとめる契機のある時のみである。言い換えれば、トゥオメラは、サールの言う集団的な認知ないし受容に関して、皆で当該の地位機能の義務論的力に従うというような、協同行為の場合と同様の集団レベルの態度を要請しているのである³⁰。

他にルークスは、サールの議論に集団的な認知ないし受容に先立つ何らかの共通理解や集合的表象を内在化する契機が必要だと主張している。彼は、サールが集団的な受容を説明する際に用いる「熱狂的な支持から不承不承の服従まで全てに達する連続体」という表現を引いて、次のように述べる。「これ〔集団的な受容が熱狂的な支持から不承不承の服従まで全てに達する連続体であること〕は、すでに人々が、制度的な社会的事実〔…〕を可能にする共有された理解や集合的表象の内在化におよそ従順であることを示唆している」³¹。言い換えれば、ルークスの指摘は、サールのいう集団的な認知ないし受容が行為者を制度に従うよう動機づけるためには、人々はそれを可能にする共通理解や表象を内在化してはならないということを示している。これは、トゥオメラの主張とは異なり、行為者が既に制度的事実の義務論的力に従う何らかの契機の中になくなくてはならないことを意味する。

このように、両者の重視する点はそれぞれ異なるが、双方ともサールの示す集団的な認知ないし受容のみでは、行為者が制度的事実の地位機能に従う動機づけを説明するのに不十分だと考えている。彼らの批判の論点は、サールのいう宣言の集団的な認知ないし受容が、行為者を動機づける仕方を何ら説明していないということにある。ルークスの次の言葉は、正にそのことを示している。「彼〔サール〕は「集団的な受容や認知、また承認は何に到達するのか？」と問うているが、それがどう達成されるかについては問うていないのである」³²。

3. 制度に従う行為の理由

確かに、サールの示す集団的な認知ないし受容に関する議論は、トゥオメラやルークスの批判の通り、行為者が制度的事実の地位機能に従う際の動機づけについて何ら説明を与えていないように見える。とはいえ、そのような行為の動機づけについて、当該の事態を認知することに加えて別の契機が必要であることは、決して自明な事柄ではない。そして、サールは以下で見るように、そのような契機なしに、行為者は宣言の集団的な認知ないし受容から行為へ動機づけられると考えている。本節では、サールの議論の理論的基礎をなす、彼の心の哲学ならびに言語哲学における行為の動機づけに関する議論に焦点を当てながら、サールが行為者の制度

³⁰ 同様の指摘として、(Hindriks 2011, pp.386-7)がある。

³¹ Lukes 2007, p.200.

³² Ibid., p.200.

に従う行為の理由をどう考えているかを明らかにする。

欲求から独立した行為の理由

行為者の行為の動機づけの問題は、行為の哲学やメタ倫理学で、行為者を動機づける行為の理由はいかなるものかという問題として議論されてきた。その有力な立場の一つは、行為の理由を欲求、あるいは欲求と信念の組み合わせと考えるものである³³。この立場から見れば、制度に従う行為の理由には、制度に違反することで受ける罰を避けたいというような、何らかの欲求が含まれることになる。これに対しサールは、制度に従う行為の理由は欲求から独立したものだとして主張する。「欲求から独立した行為の理由 (desire independent reasons for action)」とは何か。これを明らかにするため、これと対称をなす欲求に依存した行為の理由から確認しよう。サールによれば、次の実践的三段論法は欲求に依存した行為の理由の例である³⁴。

1. 私は濡れたくない。
2. この状況で濡れないためには傘をさして出かけるしかないとは私は信じている。
3. ゆえに私は傘をさして出かける。

この時、私は外で雨が降っているのを見るなら、この三段論法に従って傘をさすことを結論するだろう。ここで、濡れたくないという欲求は、傘を指す行為の理由となっている。これが欲求に依存した行為の理由の例である。

では、もし全ての行為がこのように欲求に依存した理由に基づいてなされると考えるとすれば、いかにして欲求から独立した行為の理由が可能になるのか。サールによれば、問題が義務の場合、義務が妥当なものであり、それゆえそれが妥当な行為の理由と認知されるなら、その義務は行為者がその内容をなしたいと欲求することの基礎になる³⁵。つまり、そのような場面で行為への欲求は確かに存在するが、その欲求は義務の認知に由来するのである。この意味で、義務は欲求から独立した行為の理由でありながら、行為を動機づけることができる。

行為の理由と合理性

しかし、このような議論には、我々はあくまで義務を履行したい欲求を持つからこそ、地位機能の義務論的力に従うのだと反論することが可能だろう。この問いに対するサールの答え

³³ 例えば、デイヴィドソンは行為の理由は欲求と賛成的態度の組み合わせによると考える (Davidson 1963)。

³⁴ MSW, p.124. [196 頁]

³⁵ Ibid., p.129. [202 頁]

は、「義務論的力の体系が働く仕方は、人間の合理性による」³⁶ というものである。すなわち、我々は義務を妥当なものと認識するならば、その行為への欲求を抱くことを合理性によって要請されるのである。サールによれば、このような合理性こそが、人間をチンパンジーやその他の道具的推論を行う動物と分かつ最大の相違である。サールは次のように言う。

合理性に関して、人間を残りの動物から分かつ最大の相違は、行為への理由で欲求に依存しないものを創り出し、認識し、それをふまえて行為する能力である。³⁷

この点で、サールの議論を合理主義の一類型と捉えることは間違いではないだろう。ではなぜ、人間の合理性は行為者に欲求から独立した理由を与えるのか、また本節の問題点からいえば、いかにしてそれは行為者が欲求に依存しない仕方で地位機能の義務論的力へ従うことを可能にするのか。

このことを確認するため、まず、サールによる信念の説明を見よう。サールによる信念の説明、より詳しく言えば、ある事態を認知することがそれを信じる欲求から独立した行為の理由になることの説明は、行為者が地位機能の義務論的力に従う際の行為の理由の説明と同じ構造でなされる。以下では、まず信念の説明を確認する。その後、言語行為の義務論の説明を確認し、最後に宣言による地位機能の義務論的力の説明を確認する。

サールによれば、問題が信念の場合、ある妥当な命題を認知することは、我々にそれを信じる、欲求から独立した理由を直ちに与えることになる。例えば、ある患者が医師から余命僅かな末期の病気だと伝えられたとしよう。この時、患者はその診断結果を信じることを望まないかもしれない。しかし、患者は望むと望まないに関わらずそれを信じざるを得ない。なぜなら、信念を持つことは、その事態の真理性へのコミットメントを負うことだからである³⁸。

ここでコミットメントとは、「ある一連の行為や方針（あるいは他の志向内容、というのも人は例えば信念や欲求へのコミットメントを負うこともある）を採択し、その採択の本性によって、人にその一連の事柄を追求する理由が生じること」³⁹ と説明される。そして、欲求から独立した行為の理由は常に、行為者が何らかの仕方でコミットメントを負うことによって生じる⁴⁰。つまり、サールによれば、我々は何らかの行為や方針を採択することで、その内容ゆえに、当該の内容に従った事柄を追求する欲求から独立した行為の理由をもつことになるのである。

³⁶ Ibid., p.130. [203 頁]

³⁷ RA. p.32. [34 頁]

³⁸ Ibid., pp.136-7. [149 頁]

³⁹ Ibid., pp.174-5. [191-2 頁]

⁴⁰ Ibid., p.167. [183 頁]

このことを信念について言えば、人がある命題の真であることを採択（認知）するならば、その人は当該の命題の真であることを追求する欲求から独立した行為の理由、すなわちその命題を信じる欲求から独立した行為の理由を持つことになる。上記の例で言えば、もし患者が診断結果を真であると認知するなら、患者は診断結果の真理性にコミットしていることになる。そして、真理へのコミットメントはそれを信じる理由を与えるのだから、患者は診断結果を信じたいという欲求を持つことなしに、それを信じるべき理由を持つことになる。この意味で、「あるものが真だと言うことは、それを信じるべきことを含意するのである」⁴¹。

このように、信念が問題である場合、人がある命題の真であることを認知するならば、そこからさらに、それを信じるべきかどうかという問題は生じない。人はすでにそれが真であることを認知するだけで、それを信じる欲求に依存しない理由を持つ。この点で、何かを信じることの理由はそれを信じたいという欲求によるのではなく、欲求から独立した理由こそが、当該の命題を信じたいという欲求の基礎となるのである⁴²。

言語行為と義務論

信念に関する理由の説明の構造は、言語行為の義務論にも当てはまる。すなわち、あるタイプの発語内行為を遂行することは、特定のコミットメントの引き受けを含意するため、その内容に伴う義務論に従う、欲求から独立した行為への理由を与えるものとなる。

サールは、この例としてしばしば約束を取り上げる。例えば、私が誰かと約束をする場合、私はその約束を妥当なものと認知するならば、それを実行するべき欲求から独立した行為の理由を持つことになる。というのも、我々はひとたび妥当な約束を交わすならば、すでにその約束の実行へコミットメントを引き受けることになるからである。そして、コミットメントは、それを引き受けるものに当該の事柄を追求する欲求から独立した理由を与えるものであるため、私は約束の内容を実行する欲求から独立した行為の理由を持つことになる。ここでも、信念の場合と同様に、約束をした後にそれを守りたいかどうかという問題は生じない。この意味で、約束を守る義務は約束をする行為に内在的なものである⁴³。

とはいえ、信念と言語行為の間に違いがないわけではない。サールによれば、信念は私的に事態がどうあるかを表象するものであり、それが事態を適切に表象するかどうかによって真か偽となる。そこには、ある事態を信じることから生じるさらなる義務は生じない。例えば、たとえ信念が間違っている、行為者はそれを私的に取り消すだけでよい。他方で言語行為の場合、信念の表明は主張であり、行為者は主張をなすことで、主張に内在的な義務を公的に引受

⁴¹ RA, p.137. [149頁]

⁴² MSW, p.131. [205頁]

⁴³ RA, p.193. [212頁]

けることになる。例えば、行為者は主張を行うことで、間違っていた場合にそれを訂正することや、その主張を行った理由を提供することなどへの義務を引き受ける。これは、約束した内容を実行する場合と同様に、そのようにすべき別の理由を必要としない。サールはこのことを、「言語は公的な義務論の基本形態」であると述べ、「ひとたび言語が獲得されたならば、義務論も不可避免的に獲得されることになる」と述べている⁴⁴。

このように、言語行為は公的な仕方で行為者にコミットメントを引受させ、それにより公的な義務論を創出する。そしてサールによれば、言語により公的な義務論を創出することが、したがって公的な仕方でも欲求から独立した行為の理由を与える仕方を持つことが、制度的事実の義務論の力が成立するための本質的契機となる。

言語論的な合理主義

言語行為と制度的事実の創出の関係について、サールは次のように言う。上で見た「義務論の集団的創出の議論は、社会的現実一般を扱うものへと容易に拡張することができる」⁴⁵。サールによれば、この拡張は論理的に必然というわけではないが、経験的に避け難いものである。例えば、行為者が「彼は私たちの指導者だ」「これは私の家だ」などと発話する能力を持つならば、行為者は新たな義務論を持つ事態を創出する能力を持つ。すなわち、一旦行為者が誰かを指導者と、ある物を誰かの財産と表象し、かつそれが妥当な事柄であるならば、我々はすでに公的な義務論を創出したことになる。

そして、既に見たとおり、そのような義務論の創出は宣言の形式を持つ。宣言は、ある事態をそうあるものとして表象することによって当該の事態を創り出す。この時、表象されるのは宣言が創出しようとする地位機能であり、それが集団的に認知ないし受容されるなら、それは上で見た言語行為の義務論と同様の仕方でも、欲求から独立した行為の理由を創出する。ここで、欲求から独立した行為の理由は当該の宣言に内在的である。すなわち、行為者は地位機能を表象する宣言を相互知識の下でそれぞれに認知するのみで、表象された内容に従う欲求から独立した行為の理由をもつことになる。繰り返しになるが、その際に、行為者が表象された宣言の内容に従って行為するかどうかという新たな問題は生じないのである。

このことから、制度に従う行為者の動機づけの問題に対して、トゥオメラやルークスの言うような、集団的な認知ないし受容に追加されるべき特別な契機が必要されないことは明らかだと思われる。すなわち、行為者はその合理性ゆえに、当該の事態を妥当なものとして認知するや否や、それに従うべき欲求から独立した行為の理由を持つ。言い換えれば、信念において真なる命題の認知が直ちにその命題を信じる理由を与えるように、また約束においてそれを行うこと

⁴⁴ MSW, p.82. [130 頁]

⁴⁵ Ibid., p.84. [133 頁]

が直ちにその内容を守ることを理由を与えるように、妥当な地位機能宣言の認知は、それ自体で行為者へ欲求から独立した行為の理由を与えるのである。

しかしこのことは、関係者が地位機能宣言を認知するだけで行為を実際に遂行するとか、あるいはそうすることが不可避であることを意味しない。サールによれば、行為の理由を持つことと実際の行為の間にはギャップ (gap) があり、そのことが人間が義務論的に合理的に従う仕方を特徴づけている⁴⁶。サールが強調するのは、ある事態の認知が直ちに行為を引き起こすのであれば、そこに合理性の働く余地がないということである。なぜなら、我々が義務論的に従って行為するという時、そのような合理的選択と同時にその内容に従わない不合理な選択も可能でなければ、そもそも合理的であることに意味がないからである。言い換えれば、もし行為者が合理的に義務論的に従い行為するのであれば、行為者は行為の合理的な選択肢（義務論的に従うこと）と不合理な選択肢（義務論的に従わないこと）の間で、前者を自ら選ぶのではなくてはならない。この点でサールの議論は、制度に従う行為の理由を、それが言語行為、特に宣言に内在的であることから説明する一方で、行為の失敗や制度の内容に従わないという不合理な行為の可能性に開かれたものとなっている。

この点をどう評価するかは、見解が分かれることになると思われる。例えば、サールの議論を、我々の社会生活の複雑な場面に何ら説明を与えない不十分なものと評価することも可能だろう。しかし本稿では、サールの議論を、制度に従う行為の理由に関して言語行為の規範性に基づき説明を与える一方で、実際の社会生活の局所的場面の探求にも開かれたものとして評価したい。特に、言語行為の規範性に基づき社会制度を説明する点で、サールの議論は、社会秩序の問題を扱う伝統的な議論の内でも一定の意義を有してしていると思われる。

この点を、伝統的な秩序問題との関連で簡単に確認しておこう。サールの議論は本節でみたように、行為の動機づけを人間の合理性に、特に制度的事実に関しては言語行為の義務論の構造に基礎を置くことで議論を展開する点で、制度論に関して言語論的な合理主義として理解できる特徴を持つ。サールによれば、このような言語行為の役割は、社会制度を扱う伝統的議論で見過ごされてきたものである⁴⁷。本稿では、そうした議論を逐一取り上げることをしないが、その代表的な見解としてサールが挙げているもののみ紹介しておく。それは社会契約論である。よく知られたこの議論の想定は、最初に言語を話す行為者の存在を想定し、そこからいかにして闘争状態を回避するための社会契約が結ばれるかを考察するものである。しかし、ここまでのサールの議論によれば、我々が言語を持ちながら制度を持たないことは、可能ではあるが経験的に不可避である。サールは次のように言う。「共通言語が存在するのであれば、そこにはすでに一個の社会契約が、いや一個の社会が存在するのである。いかなる人間的制度も存

⁴⁶ RA, p.142. [155頁]

⁴⁷ MSW, p.62. [96頁]

在しない状態をもって「自然状態」と言うのであれば、言語を話す動物には自然状態など存在しないのだ⁴⁸。このように、サールの議論は、言語行為を基礎に秩序問題に 대응する点で、独自の意義を有していると思われる。本稿は、そのようなサールの議論の特徴を積極的に評価したい。

4. 結論

ここまで、サールの社会存在論における制度的事実の成立の説明について、彼の議論に対して批判が向けられてきた、行為者が制度に従う際の行為の理由に焦点を当てて検討してきた。この作業を通じて、本稿ではサールの議論を、言語行為に内在的な義務論を基礎に行為の理由を説明する、言語論的な合理主義として特徴づけた。このような理解が正しいならば、サールの議論に向けられてきた行為の動機づけに関する説明が不十分なものだとする従来の批判は的を得たものとは言えないだろう。繰り返しになるが、行為者が制度に従う際の欲求から独立した行為の理由は、地位機能を表象する宣言の認知に内在的であり、そこからさらに行為者を動機づける契機は必要とされないのである。

議論を閉じるにあたり、このようにサールの議論を言語論的な合理主義と特徴づけることで帰結する問題点を指摘しておく。サールの議論を言語論的な合理主義と特徴づけた理由は、前節で見たように、行為者が言語およびそれに内在的な義務論を持つ場合、行為者はすでに制度を持つとするサールの見解にある。他方で、サールの議論を心、言語、社会をつなぐ包括的議論として見る場合、その特徴は、言語と心（志向性）の関係について、前者が後者を公的に表現する道具だと考え、言語、社会の説明の基礎に心（志向性）を据える点にある。この点で、サールの議論は少なくとも、社会制度論に関して言語論的な合理主義として特徴づけることはできるが、心、言語、社会を貫く社会存在論としては、そうした特徴づけを拒否するものとなっている。

しかしこのことは、同じく言語論的な合理主義といえる特徴を持ち、その点から志向性や行為、社会を捉える立場と緊張を孕むように思われる。例えば、推論主義⁴⁹はそうした立場として注目を集める議論である。この議論において、合理的行為者とは主張を基本とする言語実践に従事する者として説明される。その中で信念や意図などの志向的状态は、そうした言語実践において行為者の取り得る規範的地位の点から説明される。このような議論は、志向的状态を言語的対象として理解する論者から支持を集めている。例えばヒースは、この議論を基礎に社会規範を論じた著作の中で、志向性を心的状態ではなく、言語行為上の意味論的語彙を理解す

⁴⁸ Ibid., p. 62. [97 頁]

⁴⁹ Brandom 1994.

べきだと主張している⁵⁰。ここでその詳細を取りあげることにはしないが、そうした見解は、社会制度論に関してサールの議論と親和的に見える一方、その土台となる志向性と言語の関係に関して真っ向から衝突することとなる。

本稿の結びにこの問題を指摘するのは、この問題の帰趨が、サールの社会存在論の本来の目的である、制度的世界を自然科学的な世界観の下に位置づけるという試みに重要な帰結をもたらすからである。サールの関心は、第一節で触れたように存在論にある。そしてサールはその関心の下、志向性を神経生理学で説明される個人の心的状態の特徴と捉え、その上に言語行為論や社会制度論を組み上げるという立論を行う。この点で、サールの志向性論は彼の構想全体の欠かせない土台を構成している。しかし、本節で触れたように、サールと同様に言語論的な合理主義と理解される推論主義の志向性理解がサールの見解と対立するならば、サールの構想には深刻な対抗理論が存在することとなる。どちらの立場が妥当なものか、本稿でそれを明らかにすることはできないが、この点の検討を進めることで、社会制度ないし社会秩序に関する頑健な理論を構築することを今後の課題として、本稿を閉じることにしたい。

(にしもと ゆうき・思想文化学専攻)

参考文献

- Austin, J. L. (1975) *How to Do Things with Words*. Urmson, J. O., Sbisà, M. (eds.), 2nd ed., Oxford University Press. (坂本百大訳『言語と行為』, 大修館書店, 1978年)
- Brandom, R. (1994) *Making It Explicit*, Harvard University Press.
- Bratman, M. (2014). *Shared Agency: A Planning Theory of Acting Together*. Oxford: Oxford University Press.
- Davidson, D. (1963) 'Actions, Reasons, and Causes'. in Davidson, D. (1980) *Essays on Actions and Events*. pp. 3-19. Oxford University Press. (服部裕幸・柴田正良訳『行為と出来事』, 勁草書房, 1990年)
- Gilbert, M. (2014). *Joint Commitment: How We Make the Social World*. Oxford: Oxford University Press.
- Heath, J. (2008) *Following the Rules: Practical Reasoning and Deontic Constraint*. New York: Oxford University Press. (瀧澤弘和訳『ルールに従う: 社会科学の規範理論序説』, NTT出版, 2013年)
- Hindriks, F (2011). "Restructuring Searle's Making the Social World". *Philosophy of the Social Sciences* 43(3): 373-389.
- Lukes, Steven. (2010). "Searle versus Durkheim," in Savas L. Tsohatzidis (Eds.), *Intentional Acts and Institutional Facts*, 191-202. Dordrecht: Springer
- Meijers, A. (2003). "Can Collective Intentionality Be Individualized?," *American Journal of Economics and Sociology*, Vol. 62, No.1 167-183.
- CIA Searle, J. (1990) "Collective Intentions and Actions," in Cohen, P. Morgan, J. & M. E. Pollack (Eds.), *Intentions in communication*, 401-415. Cambridge, MA: MIT Press.
- CSR —— (1995). *The Construction of Social Reality*. New York: Free Press.

⁵⁰ Heath 2008, pp.122-30. [204-19頁]

- RA —— (2001). *Rationality in Action*. MIT Press. (塩野直之訳『行為と合理性』, 勁草書房, 2008年)
- MSW —— (2010). *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*. New York: Oxford University Press. (三谷武司訳『社会的世界の制作：人間文明の構造』, 勁草書房, 2018年)
- Tollefsen, D. (2002). “Collective Intentionality and the Social Sciences.” *Philosophy of the Social Sciences*, 32 (1): 25-50.
- Tollefsen, D. and Rick, Dale. (2012). “Naturalizing Joint Action: A Process- Based Approach,” *Philosophical Psychology*, Vol. 25, No.3: 385-407.
- Tuomela. R. (2011). “Searle’s New Construction of Social Reality,” *Analysis Reviews* Vol 71 Number 4, October 2011: 706-719.
- (2013). *Social Ontology: Collective Intentionality and Group Agents*. Oxford: Oxford University Press.
- 池田太臣 (2009). 『ホップズから「支配の社会学」へ：ホップズ, ウェーバー, パーソンズにおける秩序の理論』, 世界思想社.
- 大河原伸夫 (2017). 「サールの社会的存在論における「宣言」及び「認知」・「受容」について」, *法政研究* 84(2) : 399-453. 九州大学法政学会.

